

役員等報酬規程

定款第 21 条に基づき、役員等の報酬に関し、次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人夕張みどりの会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程に定めのない事項は、関係法令、定款等の定め及び評議員会の決定するところによる。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、法人の役員に適用する。ただし、次条の「常勤役員の報酬」については、法人の人事、労務、財務、運営等の職務を分掌する役員（以下「常勤役員」という。）にのみ適用する。

(常勤役員及び非常勤役員の報酬)

第 3 条 常勤役員及び非常勤役員の報酬は、次の額の範囲で勤務実態に即して評議員会が定める。

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------------------------|
| (1) | 理 事 長（常勤） | 月額 | 800,000 円以内 |
| (2) | 理 事 長（非常勤） | 1 回 | 25,000 円（費用弁済含む）上限 100,000 円 |
| (3) | その他の常勤役員 | 月額 | 300,000 円以内 |
| (4) | その他の非常勤役員 | | 無報酬 |
| (5) | 評議員 | | 無報酬 |

2 法人の業績が著しく悪化する等、原資の確保が困難となったときは、評議員会の承認を得て、前項により通知した額を減額することがある。

(通勤費)

第 4 条 常勤役員の通勤費については、賃金規程に準じ支給する。

(実費弁償)

第 5 条 理事及び監事は、職務を執行するために要した実費について、費用弁償を受けることができる。

2 理事長は、理事会を招集したときは、交通費として、別表に定めた定額の費用を支払うものとする。

(職員分給与の取扱い)

第6条 法人は、理事が理事会の承認を得て職員の職務を兼務したときは、第3条の報酬とは別に、執行役員賃金規程の定めるところにより、職員としての賃金を支給する。ただし、複数の職務を兼務した場合でも、基本給については1の業務についてのみ支給する。

(支払方法等)

第7条 役員報酬の計算期間、支払日、支払方法及び控除金等については、賃金規程を準用する。

(出張旅費)

第8条 理事長は、理事及び監事に出張を命じたときは、旅費規程を準用し、必要な旅費を支給することができる。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受け決定する。

附 則

この規程は、法人設立後から施行する。

附 則

改正後の規程は、2023年4月1日から施行する。